～鳥栖市の子育て応援情報紙～

みんなで子育て

P2～5　保育所等入園情報
P6～7　ダイアリー
P8　　関連機関情報

'25 10月 No.263

〔発信〕鳥栖市役所　こども育成課内　子育て支援総合コーディネーター
Tel：85-3552
E-mail：kodomo-temp@city.tosu.lg.jp

保育所とは
（入所申し込み方法など）

令和８年度「保育所」・「認定こども園」・「地域型保育事業」の入園情報

鳥栖いづみ園

小鳩園

虹の子保育園

あいりす保育園

田代保育園

やよいが丘保育園

弥生が丘あんじゅ保育園

鳥栖双葉保育園

白鳩園

レインボー保育園

かなさ保育園

慈光保育園

しんとすげんき保育園

みどりヶ丘保育園

あいあい保育園

下野園

鳥栖カトリック幼稚園

神辺幼稚園

布津原幼稚園

めぐみ保育園

あさひ幼稚園

つながり保育園

小規模保育所こどもかん

蔵上ひまわり保育園

きらきら保育園

アイルキッズルーム

あさひ託児ルーム

わかくす託児所

幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業のご利用にあたって

お子様の年齢、保育の必要性の有無により、利用できる施設が決まります。申込の方法は以下のとおりです。

	幼稚園希望者	保育の必要な 0～2歳	保育の必要な 3～5歳
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園(幼稚園部分)	認可保育所・認定こども園(保育園部分)・ 地域型保育事業	
○申込方法及び流れ ●無償化のための手続き	①園へ申し込む ②園が入所児童を選考・決定 ●幼稚園によっては、鳥栖市への申請手続きが必要な園があります。詳しくは園にお尋ねください。	①市へ申し込む ②市が児童の保育の必要性を認定し、利用調整する ③入所結果を通知する ●無償化の手続きは必要なし	
申込受付及び入所決定の時期	◆入園願書の配布（園で配布） 10月1日(水)から ◆入園願書の園への提出 11月4日(火)から ◆上記書類の配布場所・提出先 各幼稚園・認定こども園 ◆入園決定の時期 11月上旬～中旬	◆入所必要書類の配布 10月20日(月)から ◆入所申込書類の市への提出 11月4日(火)から11月28日(金) ◆上記書類の配布場所・提出先 鳥栖市役所こども育成課 ◆入所決定の時期 令和8年2月上旬頃	
保育料	◆認定こども園・新制度移行幼稚園 市の決定する保育料0円 ◆未移行幼稚園 園で定める保育料を25,700円を上限に無償化	市が父母の所得(住民税額)に基づき決定します。 ただし、住民税非課税世帯の0～2歳は、市が決定する保育料0円	市が決定する保育料0円

＊園で実費徴収する費用（絵本代・給食費等）については、別途必要です。

1．支給認定について

・保護者の状況（保育の必要性の有無）により、３つの区分に認定します。
・２号、３号認定は、保護者が就労等にあり家庭での保育ができない児童となります。
・児童の年齢（令和８年４月１日現在）に応じ、利用できる施設が以下のとおり分けられます。

支給認定区分		家庭の状況	利用できる施設
	１号認定	お子さんが満３歳以上で、幼稚園や認定こども園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
保育が必要	２号認定	お子さんが満３歳以上で、保護者の労働、疾病、求職活動等により、保育を必要とする場合	保育園 認定こども園
	３号認定	お子さんが満３歳未満で、保護者の労働、疾病、求職活動等により、保育を必要とする場合	保育園 認定こども園 地域型保育事業

2. 保育料について

・０歳児から２歳児の保育料は、保護者（父母）の市町村民税額により決定します。
・毎年９月に保育料の改訂を行うため、所得により保育料が増減することがあります。
・３歳児クラスから５歳児クラスの子どもについては、保育料が０円になります。

・保育料とは別に各施設で定められた費用（制服やカバン代、教材代、給食費、保護者会費等）が必要となります。

3. 各種保育事業について

保育所、認定こども園、地域型保育事業では、通常の保育にあわせて以下の各種保育事業を実施しています。
施設により実施事業が異なるため、ご利用前に各施設へご確認ください。

（１）延長保育

保護者の勤務状況により、保育利用時間内でのお迎えが困難な場合に、保育利用時間以外でも保育を提供するものです。

延長保育の実施時間や利用料金は各施設ごとに設定されています。

＊利用にあたっては、施設へ事前にお申し込みください。

（２）病児・病後児保育

お子さんが病気の時、または回復期で集団保育（保育所等での保育）が困難であり、保護者の就労等の都合により家庭でも保育が困難な場合に保育を提供するものです。

〇病児保育施設　「キッズケアかなさ」
〇病後児保育施設「企業主導型保育施設パンダ保育園」

＊利用にあたっては、施設へ事前予約と診断書の提出が必要です。

市ホームページ（２）QR コード

（３）一時預かり

一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために、一時的に保育施設を利用できる制度です。利用日数は週３日以内です。（緊急時は月に１５日以内の利用が可能）

＊利用にあたっては、保育時間や対象年齢を確認のうえ、直接施設へお申し込みください。

市ホームページ（３）QR コード

◆「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業」一覧表◆

令和８年.10 月

施設類型	番号	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
保育所	1	鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園	225	藤木町 2362-2	0942-82-3615	7:00-18:00	-19:00
	2	鳥栖市立保育所小鳩園	130	本町３丁目 1494-11	0942-82-2388	7:00-18:00	-19:00
	3	虹の子保育園	90	古野町 194-2	0942-84-7716	7:00-18:00	-19:00
	4	あいりす保育園	75	田代本町 1336	0942-82-7716	7:00-18:00	-19:00
	5	田代保育園	120	田代大官町 797-1	0942-82-3321	7:00-18:00	-19:00
	6	やよいが丘保育園	130	弥生が丘２丁目 145	0942-87-1020	7:00-18:00	-19:00
	7	弥生が丘あんじゅ保育園	90	弥生が丘６丁目 93	0942-82-8882	7:00-18:00	-19:00
	8	鳥栖双葉保育園 ※令和８年４月より認定こども園に移行予定	110	浅井町 142-4	0942-83-4406	7:00-18:00	-19:00
	9	鳥栖市立保育所白鳩園	110	原町 715-3	09472-82-2547	7:00-18:00	-19:00
	10	レインボー保育園	108	桜町 1434-1	0942-84-0120	7:00-18:00	-19:00
	11	かなさ保育園	80	山浦町 1434-1	0942-85-8986	7:00-18:00	-19:00
	12	慈光保育園	98	山浦町 2208-1	0942-85-2468	7:00-18:00	-19:00
	13	しんとすげんき保育園	71	蔵上町 42-1	0942-85-8277	7:00-18:00	-19:00
	14	みどりヶ丘保育園	110	山浦町 2621-1	0942-83-1213	7:00-18:00	-19:00
	15	あいあい保育園	80	儀徳町 2213-1	0942-85-8555	7:00-18:00	-19:00
	16	鳥栖市立保育所下野園	50	下野町 2587	0942-82-3824	7:00-18:00	-19:00
認定こども園 ※定員は幼稚園枠を含む	17	鳥栖カトリック幼稚園	180	本通町１丁目 864-8	0942-82-3362	7:00-18:00	-19:00
	18	神辺幼稚園	130	神辺町 1507-1	0942-82-5517	7:00-18:00	-19:00
	19	布津原幼稚園	185	蔵上２丁目 123	0942-82-3250	7:30-18:30	-19:30
	20	めぐみ保育園	105	村田町 216	0942-82-0867	7:00-18:00	-19:00
	21	あさひ幼稚園 ※令和８年４月より認定こども園に移行予定	166	儀徳町 2609	0942-82-6255	7:00-18:00	-19:00
小規模Ａ	22	つながり保育園	19	本町２丁目 79-7	0942-85-9318	7:30-18:30	-19:00
	23	小規模保育所こどもかん	19	高田町 211-5	0942-84-5908	7:00-18:00	-
小規模Ｂ	24	蔵上ひまわり保育園	19	蔵上２丁目 166	0942-83-2622	7:30-18:30	-19:30
	25	きらきら保育園（0～1 歳児）	12	本町１丁目 960-1	0942-85-7785	7:00-18:00	-19:00
小規模Ｃ	26	アイルキッズルーム	10	東町３丁目 922-8 緒方ビル 101	0942-83-0528	7:30-18:30	-19:00
家庭的保育事業	27	あさひ託児ルーム	5	幸津町 979-9	0942-84-4367	7:30-18:00	-19:00
事業所内	28	わかくす託児所	12	弥生が丘２丁目 134-1	0942-83-1121	7:30-18:30	-

〇施設類型「小規模Ａ」：小規模保育事業Ａ型（保育従事者の全員が保育士）、「小規模Ｂ」：小規模保育事業Ｂ型保育従事者の１/２以上が保育士）、「小規模Ｃ」：（家庭的保育者が従事）、「事業所内」：事業所内保育事業

〇小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業は、０歳から２歳児までの児童のみを保育する施設です。

〇利用する児童で、３歳児（年少）に上がる年度も引き続き保育の必要性を満たす場合は、優先的に入園できます。

市ホームページ
保育施設紹介シート

◆鳥栖市教育・保育施設マップ◆

＊「地域型保育事業」（図中２２番～２８番）は、定員１９人以下の小規模な保育施設です。
　利用児童は３歳児未満に限られます。
＊お申込みの前に、必ず施設を見学し所在地、送迎にかかる時間等を考慮のうえお申し込みください。（見学の際は、事前に施設へお申し込みください。）

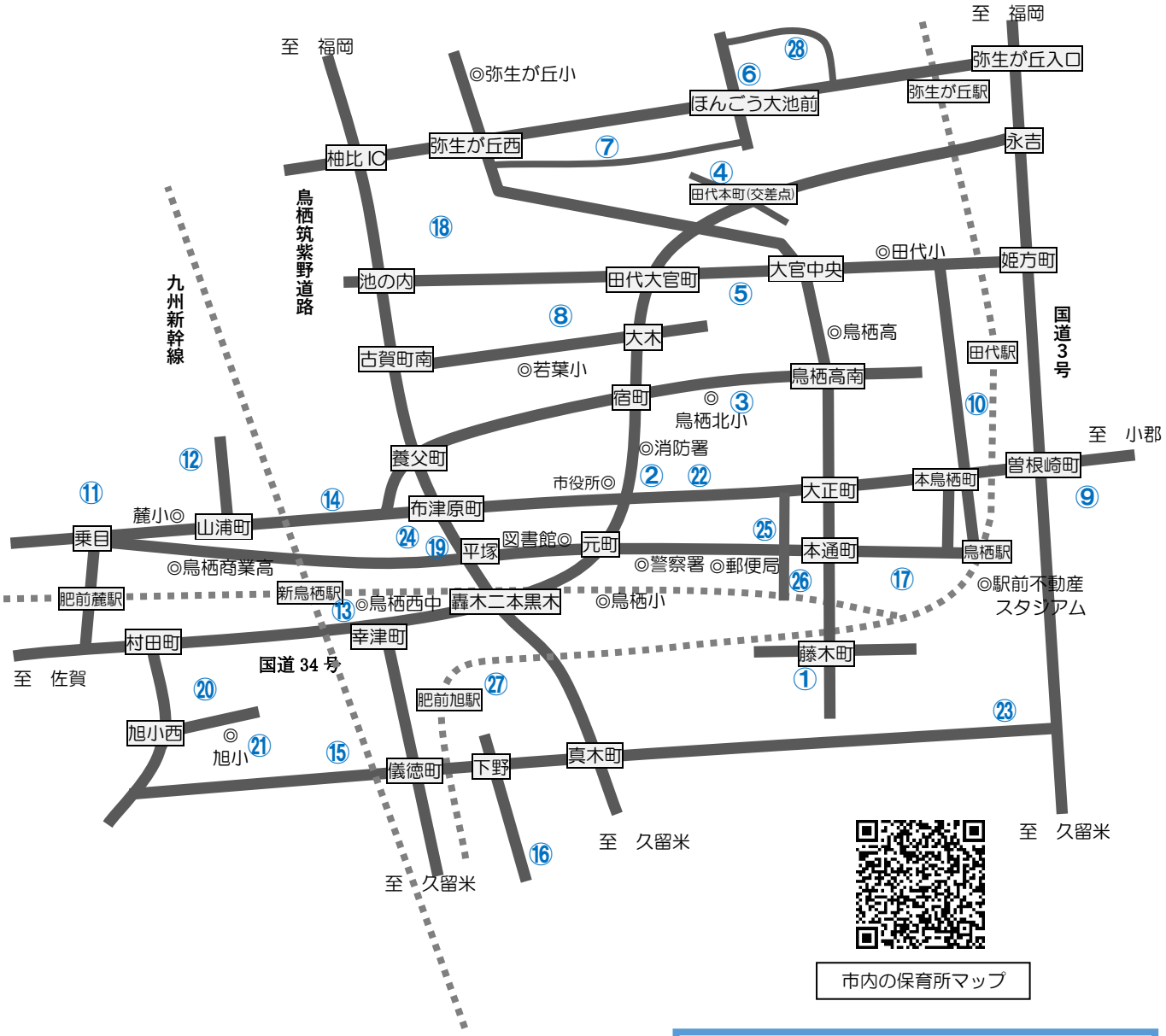

市内の保育所マップ

市内の認定こども園マップ

市内地域型保育事業マップ

【お問い合せ先】
鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課
電　話：0942-85-3552
ＦＡＸ: 0942-85-2009
メール：kodomo@city.tosu.lg.jp

鳥栖市
保育施設マップ

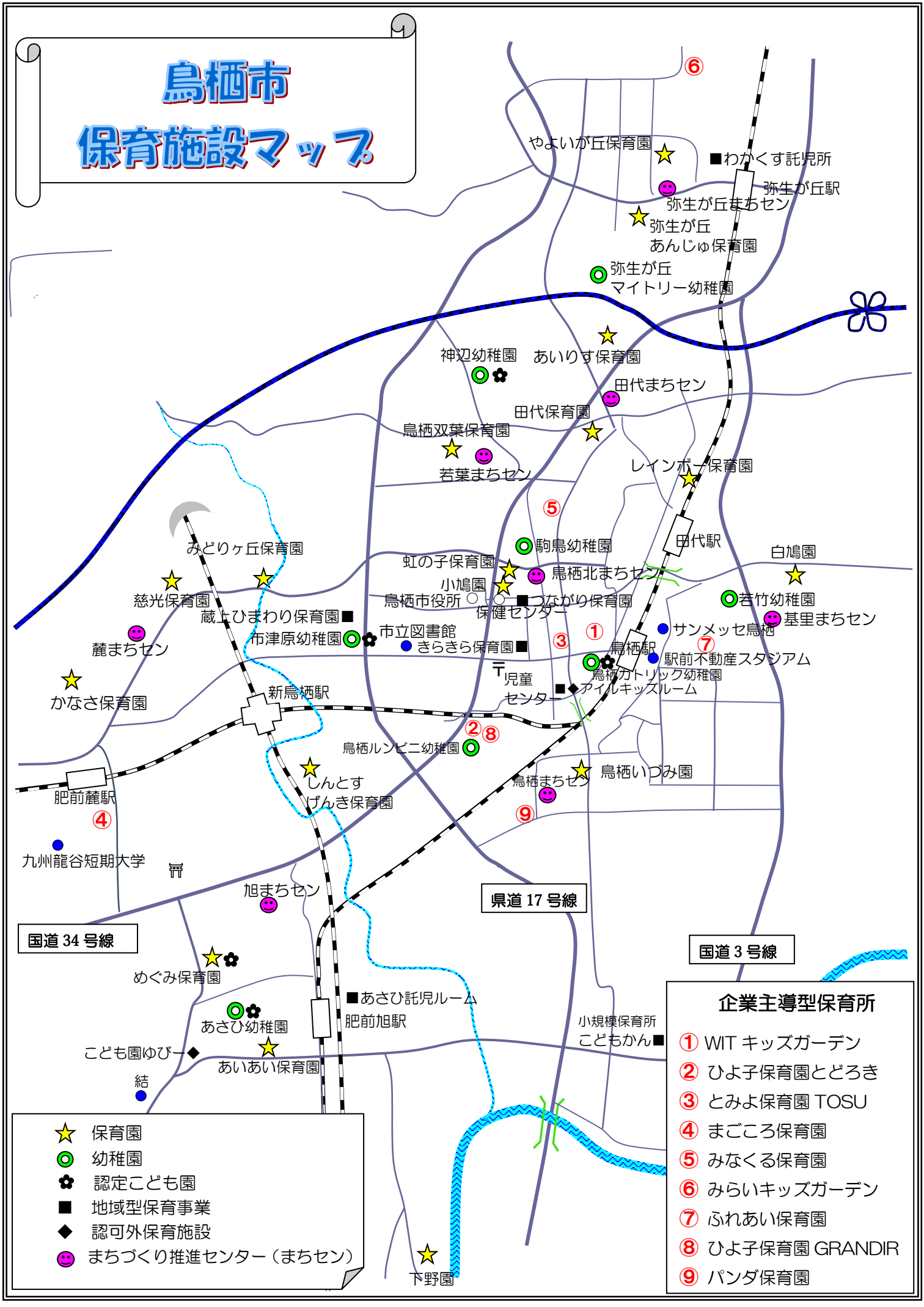

- ☆ 保育園
- ◎ 幼稚園
- ✿ 認定こども園
- ■ 地域型保育事業
- ◆ 認可外保育施設
- ☻ まちづくり推進センター（まちセン）

企業主導型保育所

① WIT キッズガーデン
② ひよ子保育園とどろき
③ とみよ保育園 TOSU
④ まごころ保育園
⑤ みなくる保育園
⑥ みらいキッズガーデン
⑦ ふれあい保育園
⑧ ひよ子保育園 GRANDIR
⑨ パンダ保育園